

2025年3月4日

須増 伸子

須増議員

質問に入る前に、まず伊原木知事の後援会をめぐる政治資金規正法違反について、先日のNHKの報道がありました。知事自身が代表を務める資金管理団体・隆友会から架空の寄付を計上するなど、政治資金収支報告書への虚偽記載が繰り返されていたことが新たにわかったとのこと。この間わが党の質問でも取り上げてきましたが、知事自身が県民に対し説明責任を果たすよう要望いたします。

■質問1、核兵器廃絶について

今年アメリカ軍が広島と長崎に原爆を投下してから80年です。

ロシアが核の威嚇を繰り返し、アメリカをはじめ他の核保有国も核兵器への依存を高めるなど、危険な状況が続いています。一方で、核兵器禁止条約の署名国が94と国連加盟国の半数近くに達し、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞するという、危機打開への明るいニュースもありました。

核兵器廃絶を実現するための行動が求められます。核兵器禁止条約は、非人道的な兵器を禁止せよと主張して生みだされたものです。被爆者が痛苦の体験を証言し被爆の実相を広げてきたことが大きな力になりました。

日本政府も国際舞台で被爆国であることを強調し、ヒロシマ・ナガサキを繰り返してはならないと言っています。

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の田中熙巳（てるみ）代表委員も「日本政府には核兵器禁止条約の締約国会議に参加して発信し、やがては核廃絶の先頭に立ってほしい」と求めました。

3月3日からの核兵器禁止条約第3回締約国会議では、唯一の戦争被爆国である日本の貢献が求められるにもかかわらず、石破首相は被爆者の声に背を向け会議へのオブザーバー参加を拒みました。大変残念です。

本県では、全市町村の85%にあたる23市町村議会が「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める」意見書を採択しています。知事も署名をしてはどうでしょうか。

また、被爆80周年の記念に、県としても被爆者団体と協力しパネル展や懸垂幕などで啓発事業を進めてはどうでしょうか。併せて知事のお考えをお示ください。

■答弁 伊原木知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

核兵器廃絶についてのご質問ですが、世界の恒久平和を目指すことは人類共通の課

題と認識しておりますが、条約の批准等については国において対処すべきことであり、お話の署名は考えていないところであります。

啓発事業については、毎年度、県被爆者会が実施するパネル展や語り部活動を支援しており、80周年の取組についても、県として同会に協力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

#### ■再質問 須増議員

知事、今回ノーベル賞受賞されたということで、岡山県にも被爆者の方はたくさんいらっしゃいますし二世・三世の方もいらっしゃいます。ぜひ被爆者団体との懇談会、知事自身がお話を聞くという機会を持ってないでしょうか。

#### ■答弁 知事

この被爆者団体のみなさまとの出席ですとか懇談についてはこれまでの県の出席の状況等踏まえ適切に判断していきたい考えであります。

#### ■再々質問 須増議員

被爆者の方もご高齢になっておりまして、証言を直接聞く最後の世代と私たちいわれております。その貴重な証言を直接聞くという事はとても大事だと思うのですけれども如何ですか。

#### ■答弁 知事

戦争終結から80年経ってそういった証言、かなり色々テープ、文字には起こされておりますけれども直接語る人が減っているというのは事実だろうと思います。そういったことも含めて適切に判断していきたいと思えます。

#### ■質問2、長期欠席・不登校について

##### (1) 長期欠席者における病気等の割合の認識等

国の2023年度の調査で不登校の小中学生が34万人を超え、過去最多を更新しています。

本県の不登校については、長期欠席・不登校等の状況・小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国と同様、増加傾向にあるものの、全国平均37.2人と比べて28.7人と8.5人ほど下回っています。ただし、長期欠席者数の総数をみると、本県は全国平均より多いことに気づきます。長期欠席者の内訳は、「病気」・「経済的理由」・「不登校」「その他」に分類されていますが、本県においては、「病気」にカウントされている児童生徒が、長期欠席者全体の34.7%をしめ、全国平均の21.4%を大きく上回っています。中学生では、37.4%と全国で一番、病気での長期欠席者が多い数字となっています。

そこでお聞きしますが、長期欠席者のうち、「病気」や「その他」で欠席している児童生徒の割合が高いことについてどのように認識していますか。

また、不登校に対する対策を様々打っていますが、そもそも長期欠席者全員を視野に入れた対策が必要ではないでしょうか。併せて教育長のお考えをお示してください。

## (2) 不登校に対する認識等

次に、不登校への偏見をなくすことについて伺います。

不登校の子どもたちを支える活動をしている NPO 法人「多様な学びプロジェクト」が、不登校経験者・当事者 2800 人以上にアンケートを実施しています。調査結果では、不登校の子が嫌だったこととしては、「登校強制や登校刺激（登校を促すような対応）、望まぬ干渉」が 44.7% で一位となっています。不登校の子が「学校に行きづらいと思い始めたきっかけ」は、「先生との関係」「授業が合わない」「学校のシステムの問題」が上位の 3 つとなっています。

一方不登校の子が「うれしかったこと」の一位は「不登校を認められる・理解される」で 34.5% です。そして、不登校の子どもたちが求めることのトップは「不登校への偏見をなくして」で 44.5% となっています。

不登校の子どもは、管理的な学校生活や人間関係の苦悩と、不登校になり学校に行けないことで自己否定を深める「二重の苦しみ」を抱えているといわれます。「教育機会の確保」も大切ですが同時に、「不登校児童生徒の休養の必要性」を重視していくことが必要ではないでしょうか。そして、「誰もが安心して休める学校こそ、誰もが安心して通える学校ではないか」と考えます。

不登校に対するご認識と不登校の偏見をなくすための対応について、併せて教育長の考えをお示してください。

## (3) 不登校による生活困窮に対する支援策

また、不登校の子を持つ親が、休みがちになり働き方に影響があったと答えた保護者が 7 割、4 割が収入が減ったと答えています。とくに低学年の児童の不登校の場合、親が仕事を続けられない不登校離職が起きやすく、収入が不安定化し家族全員が心身両面で追い詰められていくケースも問題となっています。

栃木県では経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が教育支援センター等で活動を行うために必要な経費の支援を行っています。これにより不登校の子は日中に学校復帰を含む社会的自立に向けた支援が受けられ、親はその間、安心して仕事ができます。

本県でも不登校によって生活困窮に至る方に対する支援策は考えられないのか、教育長に伺います。

## (4) 学校の環境づくり

国連子どもの権利委員会は「過度に競争的な教育制度が子どもの発達障害をもたらしている」と日本政府に繰り返し指摘しています。

全国学力テストは全国知事会でも「都道府県で順位をつけても意味がない」と声が上がっています。教育を数値で評価し競わせる競争主義を改めることが必要ではないでしょうか。

また、教員の病気休職に占める精神疾患割合が毎年増加し続けています。教員も悲鳴を上げている学校のシステムを見直すことが求められています。まずは、先生の長時間過重負担を軽減するために基礎定数の改善を進め先生の数を増やすという国の決断を迫り、教員を増やして先生たちが子どもたちのシグナルを受け止められる環境づくりが大切ではないでしょうか。

また、過度な競争をすすめる全国学力テストの目標 設定をやめ、県独自の学力テストを廃止すべきと考えますが併せて教育長のお考えをお示しください。

#### ■答弁 教育長

お答えいたします。

長期欠席・不登校についてのご質問であります。

まず、長期欠席者における病気等の割合の認識等についてであります。国の調査では、登校しないことをもって安易に不登校に計上しないよう、専門家を活用して要因を把握することが求められていることから、本県では、説明会を開催し、市町村教委や各学校に対して、その趣旨を丁寧に説明しており、各学校では、心理等の専門家を交え、組織的に欠席者一人ひとりの状況をより丁寧にアセスメントした結果、お話の割合になっているものと認識しております。

また、全ての小中学校では、岡山型長期欠席・不登校対策スタンダードに基づき、長期欠席者に限らず、不登校経験者や休みがちな児童生徒も含めた支援対象者リストを作成しており、それぞれが抱える課題に応じた支援に努めているところであります。

次に、不登校に対する認識等についてであります。不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要があると認識しております。

不登校に対する偏見をなくすためには、多様な要員や背景により、結果として不登校になっているということを理解することが重要であることから、教職員、保護者、地域の方等に対しては、不登校児童生徒に寄り添うことができるよう、様々な研修を行うとともに、児童生徒に対しては、学校生活の中で、自分や他人の大切さを認め合える態度を養ってまいりたいと存じます。

次に、不登校による生活困窮に対する支援策についてであります。不登校児童生徒の保護者が安心して働くためにも、不登校児童生徒が家庭に引きこもることなく、学校や適切な支援施設につながることを重要であり、県教委では、不登校総合対策に基づき、多様な学びの場を用意し、社会的自立を支援してまいりたいと考えております。

このため、自立応援室や教育支援センター等の整備だけでなく、身近な社会教育施設の有効活用にも努めているところであり、経済的な支援制度の導入までは考えておりませんが、こうした取組を通じて、不登校児童生徒とその保護者が安心できる居場所の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、学校の環境作りについてであります。きめ細かな教育を行うため、これまでも、基礎定数の改善や教員加配の拡充について、国に対して提案してきたところであり、引き続き、指導体制の充実や教員の負担軽減に向けて、さらなる拡充を図るよう、国に働きかけてまいりたいと存じます。

また、全国学力・学習状況調査や岡山県学力・学習状況調査は、その結果を活用して、本県の児童生徒一人ひとりの学力や学習の状況の経年変化を把握・分析し、学校における授業改善や個に応じた効果的な指導の検証等を行う上で有意義であることから、引き続き、指標を設定した上で、調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ■（１）再質問 須増議員

不登校の子どもたちに対して安易に不登校とカウントせずちゃんと一人ずつ目くばせをして判断しているということなので、特別長期欠席者の中で 5 割が不登校とカウントされて全国では 7 割とカウントしているわけですから、より岡山県の方が制度高く丁寧に対応しているというふうに見たらよろしいという事ですか。

#### ■答弁 教育長

特に病気が多いというご指摘もあつた所でございますが、専門家も交えてより丁寧なアセスメントをしていると先ほど申し上げましたが、その中で不登校とされている児童生徒の中で不登校と捉えがちな起立性調節障害とか感受性発達障害とか投薬とか、こういったところを見つけることが可能になっているのではないかと考えています。

実際起立性調節障害でいけば小学生の 5%中学生の約 10%が発症すると言われておりますのでそこをきちんと把握して適切に医療機関等につないでいくということが可能になっているのではないかと考えています。

本県におきましては全国に先駆けて平成 30 年度に起立性調節障害ガイドラインというものを作成しております。県内のすべての学校にこれは配布しております。ガイドラインに落として教職員の病気への理解というものも深まってきております。

児童生徒へのアセスメントをする中で、病気と分類したうえで適切に対応するようになってきたということでご指摘について考えております。

#### ■再々質問 須増議員

より起立性調節障害とか発達障害などの投薬を受けているとか、そういった診断を受けていて病気とカウントしているという事は理解できます。

ただ不登校とカウントされている子どもたちと病気とカウントされている子どもたちの状況というものは治療を受けながらという事であっても基本的には日常生活の改善や習慣などを整えていく、そういう色々なことだと思ふんですね。そういう意味では対応は変わらないんじゃないかと思ふんですけれども、いわゆる岡山県の不登校はこれだけですと一般的

には言われているんだけども対応する対象がすべてじゃないかと思うんですけどもその点はどうですか。

■答弁 教育長

先ほどの答弁でも申し上げましたが岡山県の場合はアセスメントシートというものを県統一で作成しております。このアセスメントシートに基づいて一人ひとりの状況を細かくアセスメントしていく、結果を支援の対象者リストに上げていく、この中には不登校の子どもだけではなく長期欠席者はもちろん、不登校経験者、休みがちな生徒を含め幅広くそういった子どもたちを捉えて対応していく。

この支援対象者リストにつきましては各学校から市町村教育委員会に毎月提出しております。県の教育委員会に対しても学期に一回は県内すべての岡山市を除く市町村から上がってくるようになっていきます。

ですので、県教委としても市町村の状況、もっと言うと個別の子どもの状況という所まで把握できるという体制をとっている。

この体制というのは国からも評価されておりますし他県からもかなり多く問い合わせをいただいて実際に岡山県の取組を参考にして他県でも取り組み始めていたという事もございますので、我々としてはこの今の仕組みの中で不登校もそうですけれども広く困りごとを持っている子どもたち全体を捉えながらこれからも色々な適切な対応をできるように取り組んでいきたいという風に考えております。

■（２）再質問 須増議員

不登校への偏見をなくすということで今丁寧に対応してくださっている中で、やはり親や子供たちがより二重の苦しみという俗に言われる、不登校であるということに苦しむことから解放されると、より復帰も早くなるという事だと思っておりますけれども、その点について本当に休んでいいんだよというシグナルというのはとっても大事だと思っておりますけどその点についてどのように感じておられるかお聞きします。

■答弁 教育長

休んでいいというシグナルというのは学校全体の雰囲気として休んでいいというふうな。

これはですね、悩んでいる子どもにとって休んでいいという事は個別で言う事ではなく先ほど答弁で申し上げましたがやはり自分のことや他人のことを大切にする、認めあうという態度を道徳の教育や学校行事の特別活動の中で全体として養っていくということが大切だと私は思っております。

■（３）再質問 須増議員

ぜひ偏見をなくすための取組を啓発していただきたいと要望します。

（３）なんですけれども不登校離職について文科省がモデル県として栃木を選んで実施されている制度なんですけれども福祉的なアプローチではなく教育委員会側からのアプロー

子として経済的支援を不登校離職について必要じゃないかという意味でとても意味があるなと思ったんですね。

親の収入が減ったり仕事ができない状況の中で悪循環するというのをストップさせるという意味ではとても大切なテーマだと思うんですけども、教育議会の確保を進めるという視点からもとても進めるべきではないかと思うのですけれどもその点についてどうお感じですか。

■答弁 教育長

他県の事業についてはご指摘通り国のモデル事業というような形で取り組まれているものだろうとっております。活動費や交通費の補助というところがあると認識しております。

先ほど答弁でも申し上げましたが身近なところで交通費が掛らないような所、そういう場所で安心して時間が過ごせる場所を確保することで対応していきたいという考えを持っておりまして、県の施設でいえば図書館とか生涯学習センターといった場所に居場所を作っているのですけれども各市町村の図書館や公民館などの社会教育施設の中にそういった場所ができれば近いですし安心して通えるということで市町村にも働きかけをしています。

実際県内でもすでにそういった不登校の子が図書館なりに来るとその図書館から教育委員会に連絡が入ってこういう子が行っているんだと連携を取りながら安心な居場所として機能しているとも聞いておりますので、引き続き市町村にも働きかけて居場所の確保に務めていきたいと思っております。

■再々質問 須増議員

私も公民館など活用した学校以外の居場所を存じ上げていますが圧倒的に数が足りなくて、不登校の子どもたちのパイがめっちゃくちゃ大きいですから、あるのはわかっているけどそれにアクセスできない子供たちがいるわけで、その手立てでとっても有効じゃないかと思うのですけれども如何ですか。

■答弁 教育長

アクセスできないという要因が経済的なものなのか不登校の程度によるものなのかというのもありますので、引き続き市町村とも連携を図りながら居場所の確保ということについては県教委としてしっかり取り組みたいと思っております。

■要望 須増議員

先ほどの件はアンケートで4割の人は収入が減ったと言っていますからぜひ検討頂きたいと要望します。

■質問3、発達障害児の支援について

2022年に行われた国の調査では、通常の学級に在籍する小学生の10.4%、中学生の5.6%に学習や行動に困難があるという結果が出ており、これらの児童生徒には発達障害の

可能性があると考えられています。またこの調査で学習や行動に困難がある小中学生のうち、通常学級に在籍したまま必要に応じて別教室などで授業を受ける「通級指導」を利用していたのは10.6%であり、教員による「授業での個別の配慮・支援」を受けていない児童生徒は43.2%いたとの結果でした。国は「教員個人の努力に頼り、学校として組織的な対応が十分でない」と、児童生徒への個別対応や通級指導の拡充をかねていっています。

現在本県においても、少しずつ通級指導教室の拡充を進めてこられました十分ではありません。誰もが希望する地域で通級指導教室に通える体制が必要と考えますがいかがでしょうか。

さらに、学校現場において、「個別の配慮・支援」を実施するとしても、先生の多忙化で先生自身も精神的な不調を訴えている現状では、先生の努力だけでは限界にきていると思います。学校の特別支援教育コーディネーターや養護教諭の体制強化で、配慮の必要な子どもたちへの支援を進めることが大切ではないでしょうか。

岐阜県飛騨市が実践している、作業療法士が学校を定期的に訪問し、子どものつまずきや生きづらさに寄り添う取り組み「学校作業療法室」が全国から注目を集めています。

一昨年から市立全8小中学校で作業療法士が月2回ほど巡回し、発達に特性のある子らの個性に合った学びを提供する取り組みを実施し、悩みを抱える保護者や教職員にもアドバイスを行うそうです。なぜ作業療法士なのかというと、療育現場で支援しても、学校に行くとうまくいかない子どもたちが多く、不登校の原因となってしまいますが、作業療法士は医療と福祉の知識を持ち、生活の全体にアプローチすることができる専門家で、個性に合わせたコミュニケーションデザインを担当し、友達との関わりに悩む子らが自分の個性を理解して考えながら生活を送れるようにサポートをすることができるからです。飛騨市では、学校生活がスムーズになる成果が生まれているそうです。

神奈川県では作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、心理職といった専門職が自立活動教諭として採用されています。

富山県でも学校で働く作業療法士の活躍が期待されると、富山県作業療法士会が先生向け研修を行っています。

本県においても、せめて、小学校において作業療法士などの専門家を活用し発達障害をもつ児童への支援の拡充と学校現場の負担軽減につなげていくことが必要と考えますがいかがでしょうか、併せて教育長に伺います。

#### ■答弁 教育長

お答えをいたします。

発達障害児の支援についてのご質問ですが、お話のとおり、県教委としても、通級指導教室の拡充が必要であると考えており、今年度から、通級の指導者を計画的に育成した上で配置する「通級による指導パワーアップ事業」を実施し、体制の強化に取り組んでいるところであります。

また、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズが多様化していることから、各学校では、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とした、チームで対応する校内支援



体制を構築するとともに、県教委では、より専門的な支援が必要な場合に、作業療法士や言語聴覚士などの専門家を学校に派遣する「特別支援教育エキスパート派遣事業」を実施しているところであります。

引き続き、お話の他県の取組も参考にしながら、児童生徒への支援の拡充と学校現場の負担軽減に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

#### ■再質問 須増議員

作業療法士の学校作業療法室の件なのですが、エキスパートは支援学校などの先生を派遣する事業があるのは存知あげていますが、依頼が案外なかったり出勤が少ないんです。

それでこの作業療法室を月に2回設置するのがなぜいいのかというと学校現場で作業する、アメリカなんかは州によっては全ての小中の学校に全員分配置しているということで、学校生活の中での改善点を見つけられるエキスパートだそうでとても有効だなと思うのですが、もっと有効に活用する計画はありませんか。

#### ■答弁 教育長

作業療法士をもう少し有効に活用したらという事ですが、先ほど申しあげました通り県のほうでも作業療法士、理学療法士、言語聴覚士といった所謂専門家で構成する専門家チームというものを作っておりまして、学校現場のニーズに基づいてそれを派遣するという体制を取っています。

確かに周知の面でまだ不十分という部分もあるかもしれませんが、まずは活用できる体制が既にありますので、しっかりそういった方を活用してより指導の質を上げるといいますか、そういったことに注力してまいりたいと考えております。

#### ■質問4、米の生産と安定供給について

##### (1) 国への要望等

「国民が主食の米を買えず、高くて食べられない」。米不足・価格高騰の異常事態の背景には米の生産と安定供給について、政治が責任を放棄してきたことが問題ではないでしょうか。

業者間での米の相対取引価格は1月、全銘柄平均で昨年同月よりも69%上昇し、5カ月連続で最高値を更新しています。政府は24~25年の主食用米の需要見通しを直前の1年間の需要量705万トンから674万トンへと31万トンも低く見積もっています。昨年夏からのPOSデータ（小売店などでの販売時に得られる売り上げデータ）によればスーパーでの米販売数量は、価格高騰にもかかわらずほとんど減っておらず、日本食ブームもあって訪日外国人旅行者が1180万人（23~24年）も増えていることも要因の1つであります。政府の需給見通しの31万トンもの引き下げが間違っていたと国会でも指摘がされています。

つまり、需要に供給が追いついていないなかで、備蓄米21万トン放出では不足分を解消

できず、価格高騰が続くとともに、店頭からまた米が消えることになるのではないのでしょうか。米の安定供給を求め国へ要望をすることが必要ではないのでしょうか。また、本県の米の令和6年の収穫量と令和7年の収穫予定数量はどうなっているのでしょうか。さらに、米の需要と供給についてどのように把握していますか。併せて農林水産部長に伺います。

### (2) 稲作農家の現状等

また、国が公表した「農業経営統計調査 2023 年農業経営体の経営収支」のうち水田作経営の農業経営収支では、1 経営体当たりの農業粗(そ)収入 403.5 万円から農業経営費 393.8 万円を差し引いた農業所得は 9.7 万円となり、これを平均労働時間で割ると時給は約 100 円、22 年は農業所得が 1 万円で時給 10 円となります。稲作農家はもう 10 年もこの状況が続いています。『米を作って飯が食べねえ』という状況で後継ぎができないのは当然ではないのでしょうか。本県の稲作農家の廃業などの動向について現状と今後の見通しについてどのように認識しているのか農林水産部長に伺います。

### (3) 生産者への直接支援

また、農家に展望を持ってもらい国民が安心して米を買えるようにするためには、すでに海外で行われている価格保障・所得補償など生産者への直接支援を行うことで、米を増産する以外ないと思います。国へ求めていく時ではないのでしょうか。知事のご所見を伺います。

## ■答弁 農林水産部長

お答えいたします。

まず、国への要望等についてであります。県では、全国知事会を通じて米の需給と価格の安定化に向けた対策などを国に要望しているところであります。

また、本県の米の令和6年産収穫量は約 13 万 9 千 t となっております。

米の需給状況については、全国規模で流通している特性から、国において、調査・分析を行っているところであり、県においては、こうした情報に加え、全農岡山県本部など県内の集荷・販売団体からの情報により把握に努めているところであります。

次に、稲作農家の現状等についてであります。高齢化や後継者不足から、販売を目的とした稲作農家は、平成 22 年の 37,297 戸から令和 2 年には 23,050 戸と 10 年間で約 4 割減少しており、今後も減少が見込まれる状況と認識しております。

一方で、水稲作付面積 10ha 以上の経営体は増加傾向にあり、こうした担い手への農地の集積・集約化や、スマート農業の導入など効率化を進めることで、米の生産力の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

## ■答弁 知事

お答えいたします。

米の生産と安定供給についてのご質問であります。

生産者への直接支援についてであります。米は日本人の主食であり、その安定的確保は

重要と考えておりますが、価格保障や所得補償には多額の財源が必要となるなど、課題も多いことから、国においての議論を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

■（２）再質問 須増議員

国の需給見通しが故意に下げられたように感じて足りないのも間違いないと思うんですけど、今の話で稲作農家が４割も１０年間で減っている、先ほど１０ヘクタール以上が増えていると仰ったんですけれども耕作放棄をされると頑張る人達にどんどん、する人に集まっている状況であってこれは最後の砦ですけれども、その人たちがもうできないと根を上げた時点で一気に、さらに広がる可能性があると思うんです、その点どうお考えですか。

■答弁 農林水産部長

稲作個人の農家から法人等担い手に集積するというのも限界があるのではないかとということでございます。

そういった面もあると考えておりますが、そうしたことを踏まえまして県では法人化のような形を進めることで効率化を図れるような機械化も容易にできるような体制に取り組むことで担い手農地の集積集約化を図って経営を安定させていきたいというふうに思っております。

法人化することで若い就労者というの雇用就労者として確保できるということも期待しておりますので、そういった面で確保に務めてまいりたいと思います。

■再々質問 須増議員

先ほど申し上げましたように時給１０円の世界なんですよ、どうやって後継者が生まれて法人に務める人がいるんですか。

そこに所得補償で県がその人たちの給料を保障するっていう事なら続くと思いますよ。そういうことを言っているんですか。

■答弁 農林水産部長

米価等、所得のほうが高い中でそういったことは大丈夫かというようなご質問かと思いません。

米価のほうはここ１０年お話が合ったように低下していたという事でございますが、ここ１、２年で米価のほうも上昇しております、生産者の方からはやっと再生産が可能な価格になってきたという事もお聞きしております。

そういった部分でもありますし、こういった所得が低いという事で経営が成り立っていないという事もございます。これは今言ったような米価が低いという状況もございまして、こうした面については国において持続的な食糧供給に必要な合理的なコストを考慮するような仕組みをとということで、合理的な価格という言い方をされますがそういった部分での取り組みというのを今議論されている状況と認識しておりますので、そうしたことが実効性の

ある取組になることで解消に向けて取り組まれていくと認識しております。

■再質問（3） 須増議員

先ほどの部長の説明は、そうやってきて今の現状これだけ離農が進んでいる、これ以上は無理だっていうギリギリの所まできているんですよという事が言いたいんです。今の話では全然話しを聞いていただけてないと思います。知事にお聞きします、国で議論することだっことで熟議を重ねたいと農林水産大臣も先日我が党の質問に対してですね、この食糧危機のギリギリまでできていて、今の農政の転換点として今ギリギリのタイミングではないだろうかということについては認識していると大臣も仰っていました。この時に地方からもこんなに大変なんだという現状をもっと訴えるべきじゃないんでしょうか。もっと所得補償、国の制度としてやってほしいという事を訴えるべきじゃないんでしょうか、知事どのようにお感じですか。

■答弁 知事

現時点でそのようなことは考えておりません。

■再々質問 須増議員

知事、米が足りなくなるという可能性については認識されていますか。

■答弁 知事

お米に関しても野菜に関してもエネルギーに関しても常に足りなくなる可能性はあるという事で備えなければならないと思っております。

■要望 須増議員

知事、主食であるお米、本当に大事だと思いますのでぜひよろしくしたいと要望します。

■質問5、献血について

国は「2025年度には最大で65万人の献血者が不足する」との試算を公表しています。若年層の献血数は減少傾向をたどっており、将来の安定供給に支障が生じる恐れが出ています。

献血された血液の“半数以上”が、がんなどの病気の治療に使われており、血液の不足は、患者の命に関わってきます。

日赤によると、高校や大学での「学内献血」の減少が、若年層の献血離れにつながっている可能性があり、2020年の新型コロナウイルス感染拡大時に、学校や企業などの団体献血が相次ぎ中止されてしまったことで、「最初の機会」の喪失が、献血離れを招いたといわれています。

このような実態の中で、県として、献血を新たにする人を増やすための啓発活動の強化が必要ではないでしょうか。また、学校や企業の集団献血の協力をもっと広げる必要があるの

ではないでしょうか。併せて保健医療部長に伺います。

■答弁 保健福祉部長

お答えいたします。

献血についてのご質問であります。将来の安定的な献血者の確保のためには、若年層の献血者数の増加が、非常に重要であると考えております。

このため、献血推進計画に基づき、献血への理解を促すため、高校・大学等での出前講座やデジタルリーフレットの配布等、関係機関と一体となって啓発を行っているところであります。

今後、大学生等のボランティア団体との連携を強化し、同年代からの SNS を活用した情報発信など若年層への啓発に一層取り組んでまいります。

また、集団献血については、県赤十字血液センター等と連携し、企業や大学等における受け入れが円滑に実施されるよう、企業等が集まる場やホームページなどで、献血に協賛する企業や大学等を積極的に募り、献血への理解と協力を求めるなど、推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

■質問6、骨髄バンクについて

骨髄バンクのドナー登録者数については、約56万人（令和7年1月末現在）となっておりますが、半分以上が40から50代であり、若年層の登録が少なく、今後ドナー登録者数の減少が危惧されています。

日本では毎年新たに約1万人の方が、白血病などの血液疾患を発症しています。そのうち骨髄バンクを介する移植を必要とする患者さんは、毎年約2,000人います。

骨髄バンクに登録している患者さん(国内)のうち、実際に移植を受けることができる方は1,200人程度で、希望する方の約半数です。ドナーが見つかる確率は他人の場合数百～数万分の1。移植を希望するすべての患者さんがチャンスを得るためには、一人でも多くの方のドナー登録が必要です。

県として、骨髄バンクの必要性についての周知啓発を強化するとともに、骨髄バンクのドナー登録をしようと思っても、場所が限られており、なかなか関心があっても登録をすることができない人もいます。

ぜひ、骨髄バンクのドナー登録を献血車でも実施するなど機会を増やしていただきたいと考えますが併せて保健医療部長に伺います。

■答弁 保健福祉部長

お答えいたします。

骨髄バンクについてのご質問であります。1人でも多くの患者が移植を受けることが出来るよう、ドナー登録期間が長い若年層を中心に登録の働きかけを行うことが重要と認識しております。

このため、骨髄バンク推進月間での街頭キャンペーン等の実施に加え、高校卒業生や成人を迎える若者へのリーフレットの配布や、SNSによる啓発などを行っているところであり、今後も若年層の目に触れる機会が増えるよう、関係団体と連携して効果的な啓発に取り組んでまいります。

また、ドナー登録については、献血ルームや保健所のほか、大学等に献血車を配車して行う献血に併せた登録会が開催されているところであり、引き続き、日本骨髄バンク、県赤十字血液センター等と連携して、若年層を中心に登録できる機会が増えるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

■再質問 須増議員

私も若いころ、ドナー登録したくてどうやったらできるんだろうと色々調べたんですけどなかなか仕事をしていたら採血してもらって登録することに大変困難がありました。

もっと本当に大幅に機会を増やさないとと思っている人もできないという現状があります、その点どうお考えでしょうか。

■答弁 保険医療部長

ドナー登録の機会というのが採血も含めてハードルが高いのではないかとこの事でございます。

ご指摘の通り登録する機会そのものは各所例えば先ほど申し上げた点もありまして保健所もやっていますし献血ルームでもやっています。

それから献血者の中でも機会の一部として登録会を提供しているということでもありますけれども、血液を採血するというのも含めてやるとなると、そういった機会をとらまえてやるということが現状の試みということになります。

現在、国のほうでは採血を伴わないような登録の機会を増やそうという努力をされていると承知しておりまして、それがうまくいけば令和 8 年度からはそういったこともあり得るという事なのでその動向も注視しながら我々としても提供に努めてまいりたいと考えております。

■再質問 須増議員

保健所はですね、週に二回、朝の一時間だけなんですよ、本当に予約が取りづらくて全く厳しいです。ですので、やはり機会が必要なんです。

そういう意味では今後採血を伴わないと聞いていますけど、今本当に足りないっていう事で言うと大幅に増やして頂きたいと思うのですけれども如何でしょうか。

■答弁 保険医療部長

現時点での機会の増加という事でございますが、現状では採血を伴った登録というのがベースになるという前提になります。そうした場合には基本的にはルームのほかであると献血

車の配車の際というのが現実的に近いと考えておりまして、その点につきましてはなかなか我々だけではなくて、当然ながら県の血液センターの献血車の配車、そこに追加的な人員等々、それから受け入れ先の問題もございまして、その点を考慮した数字というところを考えていく必要があるだろうと思っておりますのでご指摘の点を踏まえまして更なる増加ということとは関係者と議論しながら検討させて頂きたいと考えております。